

1	0	年	保	存
機	密	性	1	
平成26年5月22日から 平成36年5月21日まで				

基 発 0522 第 1 号
平成26年5月22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

地方労働基準監察における主要監察項目について

地方労働基準監察監督官制度の運営については、平成26年2月17日付け基発0217第1号「地方労働基準監察監督官制度の運営について」をもって指示したところである。本通達に基づき地方労働基準監察(以下「監察」という。)を的確に実施するため、その主要監察項目を下記のとおりとしたので、これを踏まえ、都道府県労働局(以下「局」という。)及び管下の労働基準監督署(以下「署」という。)の管内の実情を十分に考慮して、適切な監察項目の設定に遺憾なきを期されたい。

なお、一般労働条件の確保・改善対策、労働災害防止対策等の主要対策に係る監察項目については、関係通達等に基づき、適切に設定されたい。

おって、平成12年4月1日付け基発第242号「地方労働基準監察における主要監察項目について」については、本通達をもって廃止する。

記

1 行政の推進に必要な情報の収集等、関係資料の作成及び分析並びに管内における行政課題の的確な把握

労働環境の変化に伴い、労働基準行政が取り組むべき課題は増大し、かつ、複雑化している状況にある。こうした状況に的確に対処するためには、行政の推進に必要な各種の情報を幅広く収集するとともに、関係資料として取りまとめ、これを分析して署管内の行政課題を的確に把握することが重要である。

これらを踏まえ、以下の点について監察を実施すること。

(1) 行政の推進に必要な各種の情報の収集等

ア 監督指導結果、申告・相談の状況等の行政実績に関する情報はもとより、①労働災害の発生状況、②各種届出の状況、③賃金及び労働時間等労働条件の実態、④倒産状況、⑤雇用失業・産業事情の動向等に関する情報、⑥建設工事着工状況等の他の行政機関等が把握している情報等行政の推進に必要な各種の情報を適切に収集しているか。